



芸団協



公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

2023 年度年次報告

Annual Report 2023

Japan Council of Performers Rights &
Performing Arts Organizations



芸能が 豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。

実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.

Geidankyo's main activity is aim at the protection of performers' neighboring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and the promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to the development of culture and the arts in Japan.

目次 Contents

- | | | | |
|----|---|----|--------------------------------------|
| 01 | ご挨拶
Chairman's Message | 10 | 調査研究・政策提言
Research and Advocacy |
| 02 | 実演家著作隣接権センター事業
Center for Performers' Rights Administration (CPRA) | 11 | 組織・運営
Organization and Management |
| 07 | 実演芸術振興事業
Promotion of Performing Arts and Culture | | |



GEIDANKYO

[芸団協のシンボルマークについて]

1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

ご挨拶 Chairman's Message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師(人間国宝)

野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh-gaku Actor (Living National Treasure)



撮影：武藤奈緒美

3年余に及ぶコロナ禍が明け、「正常」に移り行く中、この先の実演芸術の継続的な発展に向けて様々な課題が山積しております。その一つが、実演家の活動環境の改善であります。コロナ禍を機に、実演家は平時から仕事が不定期であり、不安定な活動基盤にあることが改めて明るみとなり、社会的課題として取り上げられる機会が多くなりました。芸団協は設立当初から芸能実演家の地位向上を掲げ、長年に亘り社会保障について取り組んで参りました。特に2022年度からは芸術家の働き方の特徴を踏まえた制度のあり方を研究し、「芸術家のための互助の仕組み」を提言するに至りました。日本の豊かな文化芸術を国内外で展開していくためには、担い手の活動環境の整備改善は重要課題であり、その実現は数多の実演家団体から成る芸団協が果たすべき役割の一つとして引き続き取り組んで参る所存であります。

また、昨今の技術革新は目覚しく、実演を行う場や利用方法も大きく変化しております。実演家の活動をも脅かしかねない生成AI等の新たな問題は、世界的な関心事となっています。30周年を迎えた実演家著作隣接権センター（CPRA）設置以前より、芸団協は実演家の権利保護を強く訴えて参りました。現代に対応する権利保護のために、海外における法整備等の状況も注視しながら、これまでも増して積極的な提言、要望等を進めていかねばなりません。実演芸術振興事業においては、各事業も賑いを取り戻し、生の体験の大切さを実感しております。一方で、芸能花伝舎開場20周年を控える中で、この間の事業を評価、検証し、この先に芸団協が取り組むべき実演芸術振興のあり様を見直す時機にあるように思います。

そして鑑賞機会の充実、豊かな創造環境のためには、各地の文化施設も重要な役割を果たします。しかし、我が国の国立劇場再整備問題に当たっては、実演芸術の価値が蔑ろにされているような不安を抱いた実演家も多いのではないのでしょうか。我々も実演の価値、劇場の存在意義を伝える努力を重ね、政官関係者や国民の理解を求めていかねばなりません。

2025年に芸団協は設立60周年を迎えます。長年の研究や取り組みの蓄積を以て、様々な社会の変化にも対応しながら、諸課題の解決に向けて歩みを進めて参ります。実演芸術の益々の発展に向けた好機の節目となるよう、会員団体、権利者団体の方々との連携のもと、役職員一丸となって取り組む所存でございます。引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

As we transition to a normal world after more than three years of the COVID-19 pandemic, many issues must be addressed to ensure the continued development of the performing arts. One is improving the environment for those engaged in the performing arts. The pandemic again brought to light a problem often raised as a social issue: performers, even in normal times, work irregularly and have unstable platforms for their activities. Since our founding, Geidankyo has addressed improving performers' status and worked to win social security for them. In particular, since fiscal 2022, we have conducted research on social security for performing artists, based on the characteristics of the way they work, resulting in a proposal for a system of mutual aid for artists. For Japan's rich activities in culture and the arts to continue to develop, improving the environment for those carrying out those activities is a critical issue and one that Geidankyo, a council composed of a variety of organizations in the performing arts, continues to address as a vital part of our role.

Recently, technological innovations in the performing arts have been striking, with major changes in the sites for performances and how they are used. The new issue of generative AI, which is likely to pose a threat to performers, is becoming a global concern. Geidankyo has forcefully stood up for performers' rights since before the Center for Performers' Rights Administration (CPRA) was established thirty years ago. To preserve performers' rights in today's social circumstances, we must, while carefully observing the legal situation in other countries, press ahead proactively with proposals and demands.

In promotion of performing arts and culture, now that the world has returned to allowing holding events at which people gather, we will inspire appreciation of the importance of experiencing the arts through performances in person. With the twentieth anniversary of the founding of Geino-Kadensha in 2025, now is the time to examine and evaluate the programs Geidankyo has carried out thus far to promote the performing arts and consider what programs it should undertake from now on.

Cultural facilities are essential in offering opportunities for people to experience and appreciate the performing arts and in providing rich creative environments. Many performers are doubtless concerned about Japan's National Theatre reconstruction project, whose delays are generating anxiety over when this theater, a significant venue for traditional arts performances, will reopen and whether the value of the performing arts is being disregarded. We are working hard to communicate the importance of live performances and the raison d'être of that theater in seeking the understanding of the general public and the government.

In 2025, Geidankyo will reach the sixtieth anniversary of its founding. With our store of research and programs over those decades, we continue on our path to solve a variety of problems while responding to societal change. Committed to making that anniversary a positive juncture for further advances in the performing arts, we will continue to work in close cooperation with all the member organizations and rights holders' bodies, and our Board and Secretariat will continue to work together as one. As we do so, I would like to ask for your continued support and cooperation.

実演家著作隣接権センター (CPRA) 事業

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

権利者による公正円滑な運営体制

1993年、実演家著作隣接権センター (CPRA / クプラ) は実演家の著作隣接権処理業務を適正に行うための専門機関として、芸団協と関係団体の協力により発足しました。芸団協が公益社団法人となった2012年度からは、一般社団法人日本音楽事業者協会 (JAME)、一般社団法人日本音楽制作者連盟 (FMPJ)、一般社団法人MPN (MPN) 及び一般社団法人映像実演権利者合同機構 (PRE) の権利委任団体による「権利者団体会議」(定款40条第3項)、並びに「実演家著作隣接権センター委員会 (運営委員会)」(定款40条第2項)を設置して、より一層独立性、権利者性及び透明性の高い運営の維持に努めています。実演の円滑な利用を促進するとともに、実演に係る著作隣接権の擁護を図ることで、創作活動を支え、文化芸術の発展に貢献しています。

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

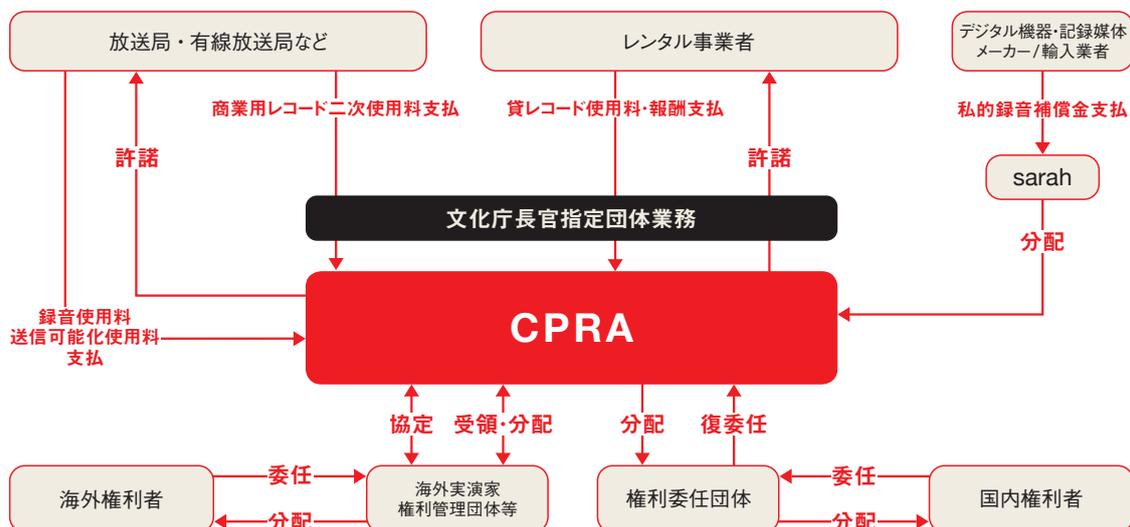
In 1993, the Center for Performers' Rights Administration (CPRA) was established by Geidankyo as a specialized body for appropriate administration of performers' rights with the cooperation of other concerned organizations. In 2012, when Geidankyo became a public interest incorporated association, Rights Holder Members Committee and the CPRA Executive Committee was formed of such right holder societies as the Japan Association of Music Enterprises (JAME), the Federation of Music Producers Japan (FMPJ), Music People's Nest (MPN) and Performers' Rights Entrustment (PRE) for administrating performers' rights independently, transparently and on rightsholders own initiative. CPRA is supporting creative activities and contributing to the development of culture and art by promoting smooth use of performances and protecting performers' rights.

CPRAの権利処理業務

著作権法上、音楽CDなど商業用レコードに録音されている歌唱や演奏などについて、実演家は著作隣接権を有します。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を保護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放

送局等が支払う必要のある商業用レコード二次使用料と、商業用レコードを貸与する際にCDレンタル事業者が実演家に支払う必要のある貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体として、文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音されている実演の送信可能化等について、著作権等管理事業者として、集中管理を行っています。さらに、一般社団法人私的録音録画補償金管理協会(sarah)が徴収した私的録音補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

《権利処理業務の流れ》



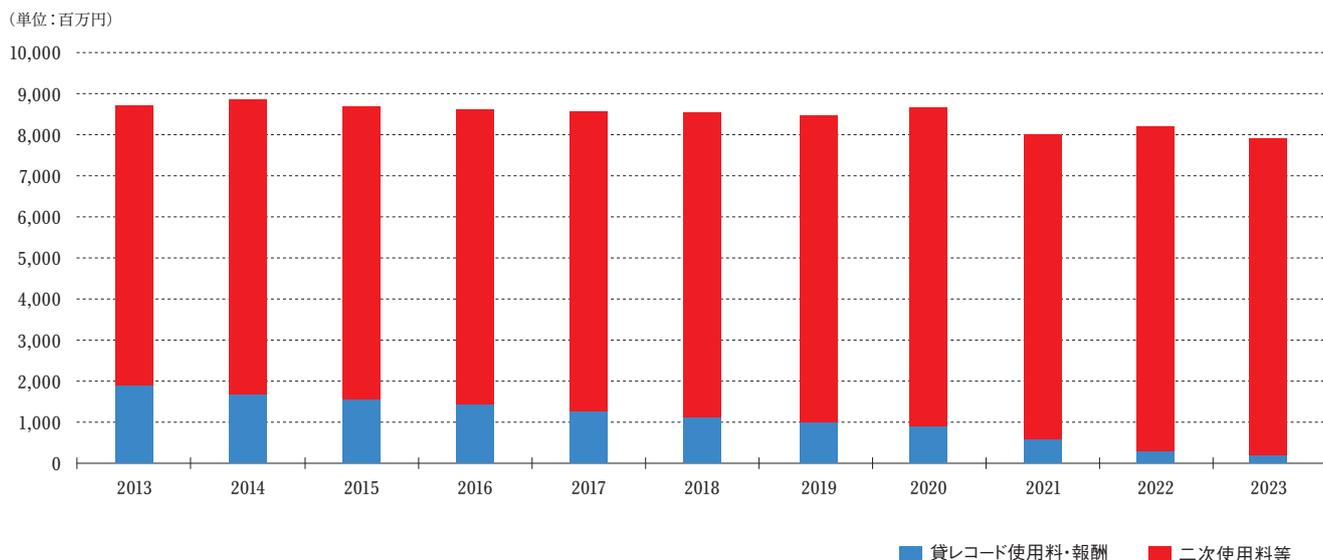
徴収業務

CPRAでは、地上放送(テレビ・ラジオ)、有料音楽放送、ケーブルテレビにおける有線放送、衛星放送及びコミュニティFM放送などを行う1,000を超える放送局から二次使用料等(商業用レコード二次使用料、録音使用料、送信可能化使用料)、並びにCDレン

タルを行う事業者から貸レコード使用料・報酬を徴収しています。また、放送番組のインターネット配信が広がりを見せる中、商業用レコードの利用促進に資するため集中管理体制を拡充するなど、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

《徴収額の推移》

※当該年度決算額に基づき作成

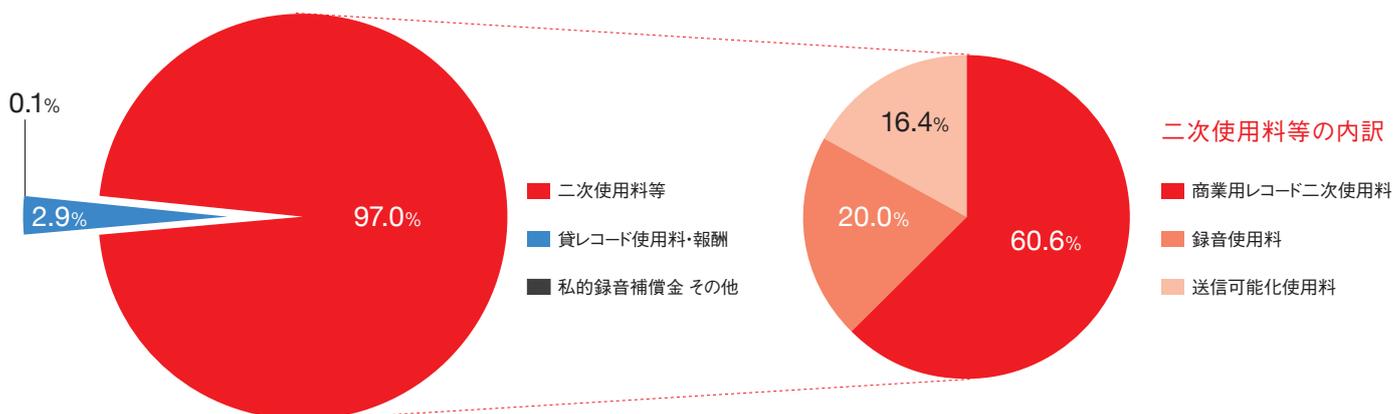


2023年度を振り返って

二次使用料等の徴収額は約77億円(前年度比98.7%)となりました。広告収入減に伴い二次使用料の徴収額は減少傾向となる一方で、放送番組の見逃し配信を中心とした配信サービスに係る送信可能化使用料の徴収額は増加したため、徴収額は同水準に留まりました。テレビ番組配信を行うTVerは好調であり、見逃し配信サービス全体

の成長状況を踏まえ、送信可能化使用料の適正な対価について利用者団体と協議を行いました。その他、貸レコード使用料・報酬の徴収額は約2億3000万円(前年度比72%)となり、縮小が進んでいます。

《2023年度徴収額の内訳》 徴収総額: 約79億2301万円

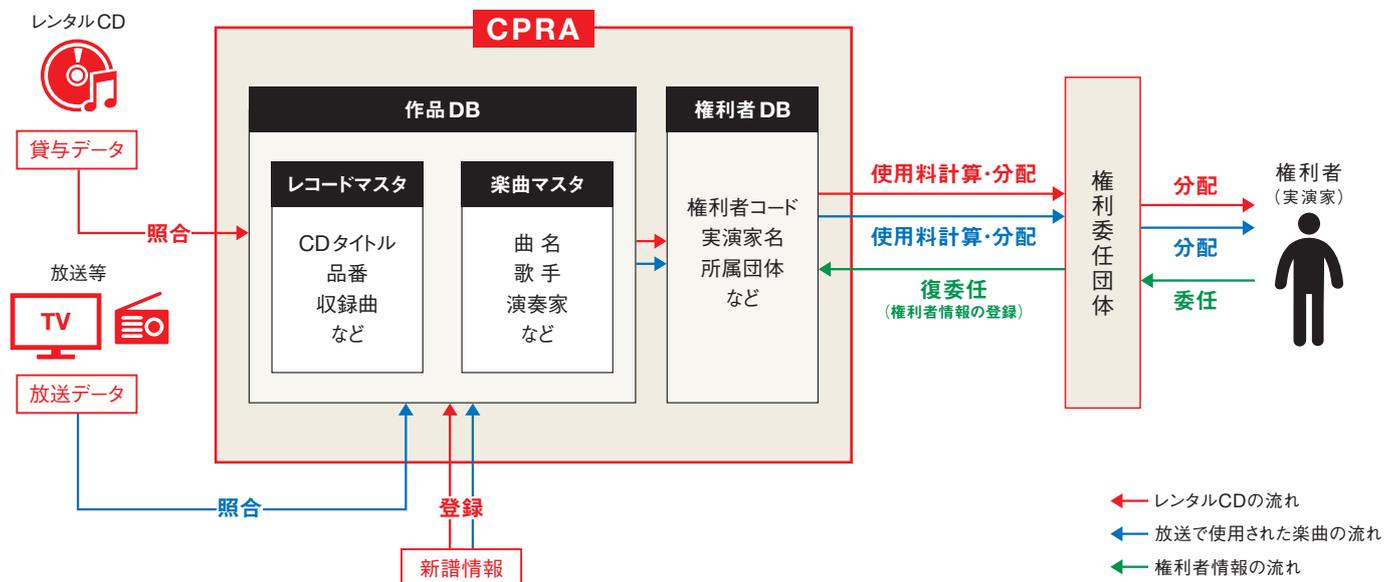


分配業務

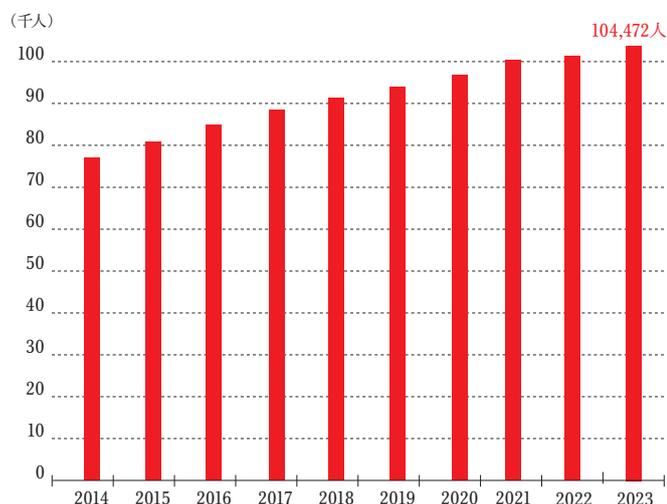
商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用者から使用楽曲の報告を受け、それに基づき、権利者に分配しています。しかし、使用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、権利委任団体を通じて復委

任された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、より多くの権利者に使用料等を分配できるよう努めています。

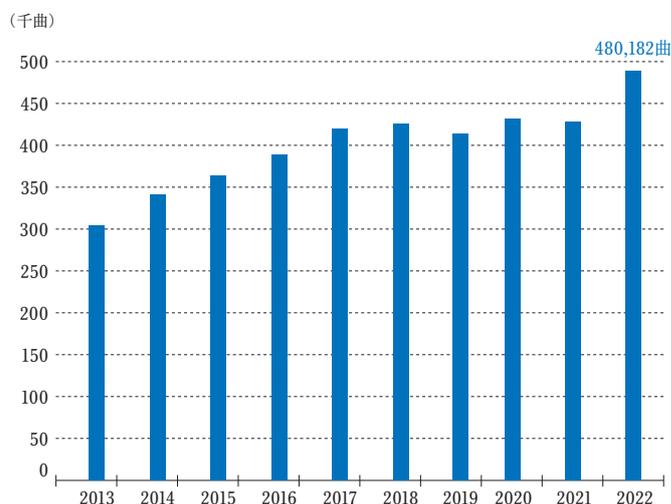
《分配業務の流れ》



《委任者数の推移》



《商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移(邦盤)》



2023年度を振り返って

貸レコード使用料・報酬は徴収額の減少に歯止めがかからないことを受け、年2回の分配を年1回とする規程変更を加えた上、その他の支分権も含め、管理委託契約約款及び分配規程に基づき適正に分配を実施しました(総額約71億円)。

また、分配業務のさらなる精度向上のため、委任及び作品DB等

の拡充を継続するとともに、権利委任団体間のデータ共有による業務の効率化を進めました。

2020年度末に発生した商業用レコード二次使用料海外徴収分の誤分配で過払いとなった権利者に対する返金請求業務は継続して行っています。

海外業務

実演家の著作隣接権等は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の権利が日本国内で保護されるとともに、日本の実演家の権利が海外で保護されることとなります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は協定を締結

し、それぞれの国で徴収した使用料・報酬等のうち相手国の委任者分を相互に送金しています。

CPRAは、1998年以降、実演家権利管理団体の国際組織であるSCAPRの正会員として、海外の実演家権利管理団体と積極的に協定を結び、実演家の権利の国際的な保護に取り組んでいます。

協定締結国一覧 (2024年3月31現在)

- | | | | |
|---------|---------|---------|--------|
| ・アイスランド | ・カザフスタン | ・スロベニア | ・ブルガリア |
| ・アイルランド | ・カナダ | ・セルビア | ・ベルギー |
| ・アメリカ | ・韓国 | ・チェコ | ・ポルトガル |
| ・イギリス | ・キプロス | ・デンマーク | ・ポーランド |
| ・イタリア | ・ギリシャ | ・ドイツ | ・南アフリカ |
| ・インド | ・クロアチア | ・ネパール | ・メキシコ |
| ・ウクライナ | ・ジョージア | ・フィリピン | ・モルドバ |
| ・エストニア | ・スウェーデン | ・フィンランド | ・リトアニア |
| ・オーストリア | ・スペイン | ・ブラジル | ・ルーマニア |
| ・オランダ | ・スロバキア | ・フランス | ・ロシア |



2023年度を振り返って

30団体から約8420万円の徴収を行い、31団体に約3億1500万円及び44エージェントに約1億1000万円の分配を行いました。

また、音楽市場規模の成長が著しいアジア地域における権利管理団体育成支援として第1回アジア団体フォーラムを実施するなど、中長期的な視点での海外徴収業務の強化にも努めています。



実演家の権利管理に関する
アジア団体フォーラム

法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多くの人々が実演

の価値や権利保護について正しく理解し、さらに支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

2023年度を振り返って

30周年記念事業を実施

2023年10月にCPRAは設立30周年を迎えました。記念事業として、これまでの歩みをまとめた特設ウェブサイトを公開。また、昨今の技術革新や、音楽の創作・実演・聴取の仕方の変化に伴う実演家の権利のあり方について啓蒙を図るため、オンラインセミナー動画を制作しました。



ウェブサイトの運営

CPRAの業務概要や、実演家の権利等に関する国内外の最新動向等について、SNSも活用しながら分かりやすい情報発信に努めました。



著作権・著作隣接権制度の普及啓発

国内外の関係機関などに参加協力し、講師派遣等を行うとともに、学会など学際的な場を通じてネットワーク形成に努めました。

『CPRA news Review』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため、ウェブサイトに掲載した中からじっくりと読んでほしい記事を取り上げた『CPRA news Review』を2回発行しました。



権利者4団体による運営

一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)、一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)、一般社団法人MPN(MPN)及び一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)の権利者4団体による権利者団体会議、並びに実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)を設置し、より一層独立性と専門性の高い運営の維持に努めています。



運営委員会の様子

一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上並びに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました(2012年4月、一般社団法人に移行)。音楽芸能事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。



一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました(2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行)。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家及び音楽制作者の権利の擁護並びにプロダクションのビジネスモデル研究・支援、セミナー・研修会の開催、災害支援活動及び社会貢献活動等を積極的に行っています。



一般社団法人MPN(MPN)

1999年、音楽家関連の6団体(パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作編曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ、公益社団法人日本演奏連盟)に加盟するミュージシャンを中心に演奏家権利処理合同機構ミュージックピープルズネストとして設立。2012年6月、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとして法人格取得、2023年8月に一般社団法人MPNに名称変更。アーティスト・ミュージシャンをはじめとする実演家全体の権利行使とその拡充をサポートするための諸事業を行っています。



一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)

映像実演に関係する実演家団体・事業者団体により2001年設立。2005年に有限責任中間法人の法人格を取得し、2009年には一般社団法人へ移行しました。実演家の権利の保護と発展向上、及び適正な権利処理の遂行を目的とし、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているほか、実演家の権利や映像実演の利用と流通に関する普及・啓蒙のため『季刊PRE』の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しています。



実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸など実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造・継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。

また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や情報発信を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。

法人創立40周年事業として、新宿区の旧校舎を借り受けて2005年に始動した「芸能花伝舎」は、いまや年間10万人超の人々が訪れる施設です。実演芸術創造のための稽古場として、そして芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として、幅広く活用されている実績が高く評価されています。開場10周年の大規模な改修工事を経て2015年にリニューアルし、地域に根付いた芸能文化の拠点、創造活動を支える場として、さらなる発展を目指します。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy drama, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts.

Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward so that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts. In 2005, as a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past decade, over 100,000 people per year have used the facility. Its functions as a facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts and a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts have been highly praised. With the renewal of the facility in 2015, ten years after its opening, after the extensive renovations, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

実演芸術の魅力を届ける

伝統文化にふれる機会を

伝統文化の魅力をわかりやすく伝えるため、レクチャー、体験、鑑賞をセットにした「大人のための伝統文化・芸能体験事業」を年4回実施しました。日本舞踊、尺八、落語、寄席文字、能・狂言、三味線、いけばな等に親しみました。東京都、東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、芸団協共同主催



大人のための伝統文化・芸能体験事業



JAPAN LIVE YELL project (秋田県)

ポストコロナの新たな文化芸術振興を目指して

地域の文化芸術関係者が連携して、コロナ禍からの文化芸術の再興を後押しする全国事業「JAPAN LIVE YELL project」を実施。様々な地域課題に対して地域内外の関係者が連携して解決に取り組む新たな文化芸術振興のあり方をさらに摸索しながら、全国29都道府県で多様な事業を展開しました。

文化庁事業



JAPAN LIVE YELL project (福島県)

多彩な芸術・芸能を気軽に楽しむ機会を

芸団協正会員団体をはじめ、芸術団体、新宿区、地元の町会・商店会等と協力して取り組む催し「芸術体験ひろば」を5月5日に実施しました。コロナ禍を経て4年振りに開催し、21プログラムに延べ約2,000人が来場しました。

一部は新宿区事業



芸術体験ひろば

このほか、新宿区「文化体験プログラム」として、年間20本の文化芸術体験企画を芸能花伝舎ほかで実施しました。 新宿区事業

また、日本舞踊、三味線、狂言、和妻、落語の体験・鑑賞の機会を提供する「こども芸能体験ひろば」を、芸能花伝舎、武蔵野市民文化会館で開催しました。 東京都ほか主催



次代を育てる

伝統芸能の心を子どもたちに

数か月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施しました。正会員団体等の協力のもと、能楽(謡・仕舞/狂言)、長唄(三味線/囃子)、三曲(箏曲/尺八)、日本舞踊の4分野を東京都内8か所の稽古場で、計16コース開催。約300名の小・中・高校生が参加しました。

東京都、東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、芸団協共同主催



キッズ伝統芸能体験

学校で実演芸術にふれる機会を

東京都内(島しょ含む)の小・中・高等学校・特別支援学校等、計58校に実演家等を派遣し、能楽や箏・三味線などの伝統芸能や、東京都の伝統工芸などの日本文化の体験機会を提供する「子供のための伝統文化・芸能体験事業」を実施しました。

東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、芸団協共同主催

また、新宿区の区立小学校29校に実演家を派遣し、日本舞踊、狂言、落語、和妻の体験・鑑賞の機会を提供する「伝統文化理解教育」を実施しました。 新宿区教育委員会事業



子供のための伝統文化・芸能体験事業

情報発信

まちの魅力を発信する

劇場、映画館、ギャラリーなどの様々な文化拠点が集積する日比谷・銀座・築地エリアの魅力を国内外へ発信する東京アート&ライブシティ構想実行委員会に参加。多様な団体・企業らと連携し、多言語対応のウェブサイトの運営、公演やイベントの企画・制作等を行いました。



東京アート&ライブシティ

新宿区文化月間(10～11月)に区内で開催される文化関連事業の情報を集約し、ガイドブック作成、ウェブサイト等での発信を行いました。また、新宿フィールドミュージアム協議会を運営し、138団体(2024年3月時点)との連携のもと、主催事業を実施しました。 新宿区事業



新宿フィールドミュージアム

芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎にある11の創造スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、芸能文化に関わる創造活動の場として、全国から多くの人々が訪れています。



運営協力団体

芸能花伝舎には、芸団協のほかに16の多彩な芸術団体が事務所等を構えており、芸能花伝舎の運営をサポートしています。団体間の協力・協働により、実演芸術の振興に向けた新たな取り組みが活発に行われています。

《2023年度利用実績》

創造スペース利用率	
体育館	88.3%
稽古場・C棟(2室)	79.9%
稽古場(6室)	82.6%
会議室(2室)	60.7%
平均	79.2%
利用申込み件数	1,521件
利用人数(延べ)	133,265名

撮影利用件数	
TV	11件
映画	1件
CM・広告	4件
DVD・VIDEO	9件
新聞・雑誌・写真集	10件
その他	23件
計	58件

調査研究・政策提言

Research and Advocacy

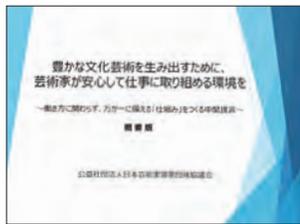
実演家がその技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動が続けていけるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けて様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家を取り巻く環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術を取り巻く環境を整えていくために

芸術家の社会保障等に関する研究

実演家等の文化芸術の担い手たちは、平時から不安定な活動基盤に置かれています。芸団協では長年の間、実演家等に対する公的な社会保障の拡充を求めて、調査や政府への働きかけを行ってききましたが、コロナ禍を機にあらためて日本における制度のあり方を検討すべく、2022年度に「芸術家の社会保障等に関する研究会」を立ち上げ研究を続けています。2023年度は、前年度の研究内容をまとめた報告書を発行、さらに既存の社会保障制度の活用等について研究を深め、業界全体で支える新たな「仕組み」づくりに向けた中間提言をまとめました。



中間提言(概要版)

著作権制度等の改善に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に参加しました。実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に発言するとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)時代に対応したクリエイターへの適切な対価還元や、AIと著作権に関して、ヒアリングを通じた意見表明や意見提出を行いました。

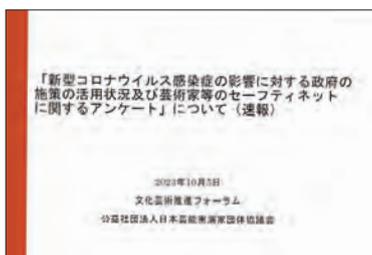
劇場等演出空間運用基準協議会の運営協力

劇場等演出空間運用基準協議会(略称「基準協」、構成14団体)の運営に協力し、ガイドライン及び舞台技術の共通基盤形成のための教材の改訂、普及を行いました。

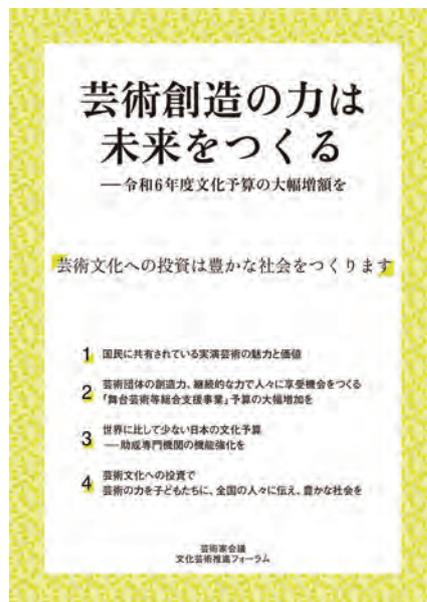
文化芸術を政策の基盤に

文化芸術推進フォーラムとの連携

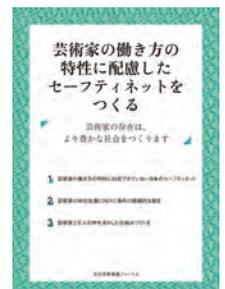
野村萬会長が議長を務める文化芸術推進フォーラムの事務局として、超党派の文化芸術振興議員連盟と連携し、文化芸術基本法の理念の浸透、啓発を図りました。芸団協は実演芸術分野の現状報告のほか、課題解決とさらなる文化芸術振興に向けて要望・提言などの活動に積極的に協力しました。また、文化芸術推進フォーラムと日本芸術文化振興会が共同実施した「芸術家等のセーフティネットに関するアンケート」調査や、要望・提言のパフレット制作にも協力し、業界内外への課題の周知を図りました。



アンケート報告



パンフレット3部作



組織・運営

Organization and Management

定款(抜粋)

第3条[目的] この法人は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

第4条[事業] この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 実演家の著作隣接権の処理に関する業務
- (2) 実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配
- (3) 実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及

び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配

- (4) 私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務
- (5) 実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業
- (6) 実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し発展するための事業
- (7) 事業実施に必要な施設の設置・運営
- (8) 実演芸術及び実演に係る著作隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言
- (9) その他目的の達成のために必要な事業

◎2023年度会計

《経常収益》

(単位：円)

科目	金額
特定資産運用益	2,863
受取入会金・会費	9,920,000
事業収益	
著作隣接権事業収益	7,923,008,740
実演芸術振興事業収益	406,965,879
受取補助金	980,757,003
受取助成金	10,000,000
受取寄付金	693,073
雑収益	4,881,116
合計	9,336,228,674

《経常費用》

(単位：円)

科目	金額
事業費	9,244,522,357
管理費	105,547,467
合計	9,350,069,824

《当期経常増減額》

(単位：円)

△	13,841,150
---	------------

◎役員一覧 (2024年3月31日現在)

会長 野村 萬

常務理事 金井文幸 増山 周
権名和夫 松武秀樹
福島明夫

理事 安部次郎 崎元 譲
猪崎弥生 三笑亭夢太郎
板垣一誠 塩田秀夫
小野伸一 高村 宏
尾上墨雪 野田秀樹
小山久美 丸山ひでみ
菊地哲榮 吉住小三郎
桑原 浩

監事 金山茂人 龍村 全
参与 大和 滋

権利者団体会議

議長 瀧藤雅朝 (一般社団法人
日本音楽事業者協会会長)
委員 野村達矢 (一般社団法人
日本音楽制作者連盟理事長)
権名和夫 (一般社団法人MPN理事長)
小野伸一 (一般社団法人
映像実演権利者合同機構代表理事)

実演家著作隣接権センター委員会 (運営委員会)

委員長 崎元 譲
副委員長 金井文幸 中井秀範
委員 相澤正久 千村良二
池田正義 永田恵介
板垣一誠 中道秀夫
倉田信雄 松武秀樹
塩田秀夫 丸山ひでみ

実演芸術振興委員会

委員長 尾上墨雪
副委員長 桑原 浩 田澤祐一
委員 小山久美 高橋弘之
柏木俊彦 松木哲志
金井文幸 吉住小三郎
観世喜正

◎2023年度寄付

2023年度、以下の方々よりご支援をいただきました。寄付の種類等は、芸団協ウェブサイトをご覧ください。お電話にてお問い合わせください。

●サポート会員[※]（敬称略）

【団体】

公益財団法人稲盛財団
学校法人東成学園・昭和音楽大学
公益財団法人新国立劇場運営財団
株式会社TBSテレビ
ぴあ株式会社
株式会社BBI花座

【個人】

安部富士男 崎元 謙 田北志のぶ
今村草玉 トレウバエフ美奈 吉峯裕毅

※サポート会員制度：毎年度、定額を継続的にご支援いただく制度

●寄付者（敬称略）

【団体】

株式会社エス・シー・アライアンス
株式会社共栄会保険代行
一般社団法人全日本児童舞踊協会
株式会社二期会21
ほか非公開1団体

【個人】

上杉尚史 金丸敏明 山彦千子
大沢 直 竹下孝道 ほか非公開6名

●マンスリーサポーター[※]（敬称略）

山口美央子
ほか非公開1名

※クラウドファンディングサイト READYFOR を通じて
ご支援いただく制度

●寄付型自動販売機の設置[※]

玉川大学芸術学部（株式会社伊藤園）
梨木パレエスタジオ（株式会社八洋）

※自動販売機の売上の一部を寄付金としていただく仕組み

いただいたご支援は、花伝舎プロジェクト（芸能花伝舎における稽古場の維持、設備の充実）、子ども未来プロジェクト（子どものための芸能体験プログラムの充実）及び調査研究・政策提言事業に役立させていただきます。

◎正会員団体・賛助会員団体（2024年4月1日現在）

【演劇部門】

一般社団法人 JAPAN ACTION GUILD
一般社団法人全国専門人形劇団協議会
名古屋放送芸能家協議会
一般社団法人日本映画俳優協会
一般社団法人日本演出者協会
一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会
公益社団法人日本劇団協議会
日本児童・青少年演劇劇団協同組合
日本新劇製作者協会
日本新劇俳優協会
日本人形劇人協会
公益社団法人日本俳優協会
協同組合日本俳優連合
一般社団法人日本モデルエージェンシー協会
一般社団法人人形浄瑠璃文案座
公益社団法人能楽協会

【邦楽部門】

一般社団法人大阪三曲協会
一般社団法人関西常磐津協会
一般社団法人義太夫協会
清元協会
一般財団法人古曲会
新内協会
特定非営利活動法人筑前琵琶連合会
公益社団法人当道音楽会
常磐津協会
一般社団法人長唄協会
名古屋邦楽協会
公益社団法人日本小唄連盟
公益社団法人日本三曲協会
日本琵琶協会

【洋楽部門】

一般社団法人 JDDA
（Japan Dance Music & DJ Association）
一般社団法人日本音楽制作者連盟
公益社団法人日本演奏連盟
公益社団法人日本オーケストラ連盟
日本音楽家ユニオン
一般社団法人日本歌手協会
一般社団法人日本作編曲家協会
一般社団法人
日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ
特定非営利活動法人日本青少年音楽芸能協会
特定非営利活動法人日本レコーディングエンジニア協会
パブリック・イン・サード会
特定非営利活動法人
レコーディング・ミュージシャンズ・
アソシエーション・オブ・ジャパン

【舞踊部門】

一般社団法人現代舞踊協会
一般社団法人全日本児童舞踊協会
一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会
公益社団法人日本パレエ協会
一般社団法人日本パレエ団連盟
公益社団法人日本舞踊協会
一般社団法人日本フラメンコ協会
一般社団法人日本ベリーダンス連盟

【演芸部門】

公益社団法人上方落語協会
関西演芸協会
関西芸能親和会
講談協会

太神楽曲芸協会

一般社団法人東京演芸協会
公益社団法人日本奇術協会
一般社団法人日本浪曲協会
一般社団法人ボーイズ・バラエティー協会
一般社団法人漫才協会
一般社団法人落語協会
公益社団法人落語芸術協会
公益社団法人浪曲親友協会

【その他の部門】

一般社団法人沖縄県芸能関連協議会
公益社団法人日本照明家協会
公益社団法人日本舞台音響家協会
一般社団法人日本舞台監督協会
日本民俗芸能協会

（計68団体）

【賛助会員】

愛知県舞台運営事業協同組合
一般社団法人映像実演権利者合同機構
一般社団法人MPN
全国舞台テレビ照明事業協同組合
東京芸能人国民健康保険組合
一般社団法人日本音楽事業者協会
日本舞台音響事業協同組合

（計7団体）

芸団協ウェブサイトでは、団体情報や沿革のほか、これまでの調査研究・政策提言活動、各事業の最新情報等を随時更新しています。

迅速に分かりやすくお伝えしてまいりますので、ぜひご覧ください。



公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
www.geidankyo.or.jp



オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター (CPRA)

徴収業務部・分配業務部・海外業務部・法制広報部・経理部・総務部
著作隣接権総合研究所

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
Tel: 03-5353-6600 Fax: 03-5353-6614

芸能花伝舎事務所 実演芸術振興部

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
Tel: 03-5909-3060 Fax: 03-5909-3061
創造スペース受付 Tel: 03-5909-3066

写真提供

【表紙】

- [右から1列上から1番目] 国立劇場おきなわ
- [右から1列上から7番目] 谷桃子バレエ団75周年記念新春公演「白鳥の湖」全幕／撮影：STAFF TES
- [右から2列上から2番目] 一般社団法人現代舞踊協会「水廻(みずめぐる)～Water circle～」／撮影者：池上直哉
- [右から2列上から3番目] 公益社団法人日本劇団協議会「文明開化四ッ谷怪談」／撮影：坂本彩美
- [右から2列上から4番目] 一般社団法人現代舞踊協会「tide」／撮影者：池上直哉
- [右から2列上から5番目] 一般社団法人現代舞踊協会「かげのなたちに添うように」／撮影者：今村写真事務所 今村浩一
- [右から3列上から1番目] 国立劇場
- [右から3列上から2番目] 公益社団法人能楽協会
- [右から3列上から3番目] 松竹株式会社／超歌舞伎 Powered by NTT「今昔舞臺千本桜」
- [右から3列上から5番目] 貞松・浜田バレエ団「くろみ割り人形と秘密の花園」／撮影：古都栄二(テス大阪)
- [右から4列上から4番目] 一般社団法人日本フラメンコ協会

【裏表紙】

- [左から1列上から1番目] スターダンサーズ・バレエ団「オール・ビントレー」より「雪女」／撮影：Hasegawa Photo Pro.
- [左から1列上から3番目] 一般社団法人現代舞踊協会「いま甦る伝説のDANCE プロメテの火ー第三景」／撮影者：池上直哉
- [左から2列上から2番目] 公益社団法人日本劇団協議会「他人」／撮影：面高真琴
- [左から2列上から3番目] 一般社団法人日本フラメンコ協会
- [左から2列上から5番目] 一般社団法人現代舞踊協会「いまここに在ること」／撮影者：池上直哉
- [左から3列上から4番目] 一般社団法人現代舞踊協会「イコサイダーa'ー伊福部昭のゴジラ調(AIによる)三重奏曲一」／撮影者：池上直哉
- [左から3列上から6番目] 公益社団法人日本劇団協議会「みえないくに」
- [左から3列上から7番目] 国立劇場

